

### 自動車の相続

(車検証の所有者が自動車会社または信販会社の場合は譲渡・売買の場合を参照)

1	自動車検査証(有効期限内のもの、車検切れは不可)
2	<b>次のうちいずれかのもの</b> a. 相続人全員の実印を押印した遺産分割協議書 b. 遺言書(公正証書による遺言以外は家庭裁判所による検認済みのもの) c. 遺産分割に関する調停証書 d. 遺産分割に関する審判書(確定証明書付) e. 判決謄本(確定証明書付)
3	<b>戸籍謄本または戸籍の全部事項証明書</b> ・遺産分割協議書による申請の場合は被相続人(旧所有者)と相続人全員の関係がすべてわかるもの。 ・それ以外による申請の場合は被相続人と新所有者の相続関係が証明できるもの。 ・いずれの場合も被相続人の死亡が確認できるものであること。
4	<b>新所有者(相続する人)の印鑑証明書</b> (発行後3ヶ月以内)
5	<b>実印</b> (新所有者本人が直接申請する場合は持参すること)
6	<b>新所有者の委任状</b> (実印を押印、代理人が申請する場合)
7	<b>自動車保管場所証明書</b> (車庫証明。同居の親族間での相続で住所(使用の本拠の位置)の表示に変更がない場合は不要。ただし引越しなどで車検証記載の住所と現住所が異なっている場合は必要です)
8	<b>字光式番号標交付願</b> (管轄変更などでナンバープレートが変更になり、字光式ナンバープレートの場合必要)
9	<b>運輸支局(登録事務所)で用意するもの</b> ① 申請用紙(第1号様式)30円~40円 売店で購入 ② 手数料納付書 無料 窓口等で配布 ③ 検査登録印紙 500円 売店で購入 ④ 自動車税申告書 無料 自動車税事務所で配布